

無料相談窓口

相談名	日時	場所	内容	その他
無料税務相談 (予約制)	11月20日(水) 午後1時～4時 (1人30分以内)	町役場1階 相談室1C	国税に関する一般的な税務相談	対象＝税理士に依頼していない人 担当＝近畿税理士会桜井支部所属の税理士 申込＝税務課町民税係 ☎ 34-2112 ☎ 近畿税理士会桜井支部事務局 ☎ 41-6477
人権相談	11月21日(木) 午後1時～3時	町役場2階 会議室201	人権問題に関わる困りごと相談	☎ 総合窓口課 ☎ 34-2087
みんなの人権 110番	電話での相談になります。 ☎ 0570-003-110		人権問題に関わる困りごと相談	☎ 奈良地方法務局中和支局 ☎ 22-3045
行政相談	11月21日(木) 午後1時～3時	町役場2階 相談室2B	国の行政全般についての不満、要望などの相談	☎ 総合窓口課 ☎ 34-2087
無料法律相談 (予約制)	11月21日(木) 午後1時～4時	町役場1階 相談室1C	弁護士による法律相談	定員＝6人(申込順) ☎・予約 11月1日(金)から総合窓口課 (☎ 34-2087) へ。
中南和法律相談センター (予約制)	12月4日(水) 午後1時～4時 (1人30分程度)	町役場1階 相談室1C	弁護士による法律相談	申込開始日時＝11月20日(水)午前9時30分～ ☎・予約 奈良弁護士会 (☎ 0742-22-2035 / 午後1時～4時 / 土・日曜日、祝日を除く) ※中南和各地でも相談を実施しています。
青少年悩みごと相談 (予約制)	毎週火・金曜日 午前10時～ 午後4時	青垣生涯学習センター	自分の子どもや地域の青少年にかかわる相談	担当＝社会教育指導員 ☎・予約 生涯教育課 ☎ 32-6193
やすらぎ相談室 通常相談 (予約制)	毎週火・金曜日 午前10時～ 午後4時	青垣生涯学習センター	集団生活に適応が困難な幼児、小・中学生と保護者のための相談	☎・予約 教育総務課 ☎ 34-2074
やすらぎ相談室 特別相談 (予約制)	11月27日(水) 午前10時～ 午後3時30分	青垣生涯学習センター	集団生活に適応が困難な幼児、小・中学生と保護者のための専門的な相談	担当＝公認心理師 ☎・予約 11月20日(水)までに教育総務課 (☎ 34-2074) へ。
若者自立のための 無料相談 (予約制)	11月27日(水) 午前10時～正午	町役場1階 相談室1C	さまざまな理由で働くことが困難な若者や、その家族のための相談(厚生労働省委託事業)	☎・予約 若者サポートステーションやまと ☎ 44-2055 ※予約は前日まで。
女性の再就職準備 相談	11月28日(木) 午前9時30分～ 午後0時30分	町役場1階 相談室1C	キャリアコンサルタントが働きたい女性の就職活動を支援	☎・予約 女性の再就職準備相談窓口(県女性センター内) / ☎ 0742-24-1150 / 火～土曜日午前9時～午後4時30分) ※予約は前日まで。当日申込不可。
生活自立相談 (予約制)	要予約	都度ご案内 します	失業などで生活や経済的に困りの人への相談・支援	☎・予約 県中和・吉野生活自立サポートセンター (☎ 0120-85-1225 / 午前9時～午後5時 / 土・日曜日、祝日を除く / ☐ cysupportc@nara-shakyo.jp)
心配ごと相談 (予約制、空きがあれば当日可)	11月28日(木) 午後1時～4時	町社会福祉協議会2階 相談室	家庭問題、財産など生活上の悩みの相談	担当＝民生児童委員ほか ☎ 町社会福祉協議会 ☎ 34-2118

11・12月は奈良県下一斉滞納整理強化期間です

税務課収納・債権整理係 ☎ 34-2111

町では、町県民税や固定資産税、国民健康保険税などの徴収率の向上と滞納の縮減を図るため、県や県内市町村と連携し、11・12月を「一斉滞納整理強化期間」としています。

期間中は、税の公平・公正を確保し、納期内納税者の信頼に応えるため、市町村と県が協働して、広報による納税推進、滞納者に対する催告の強化、預金や給与などの差押え、捜索による滞納処分の強化などさまざまな徴収対策に取り組みます。

税金は皆さんの暮らしを支える貴重な財源。この機会に納め忘れがないか確認しましょう。

税金の納付・相談窓口

税金の種類により「町税務課」か「県税事務所」のどちらかになります。納税通知書などで確認のうえ、お問い合わせください。

滞納整理強化期間の取り組み

一斉催告・差押えなど滞納処分の強化



予期せぬ“サブスク”の請求トラブルに注意!

サブスク（サブスクリプション）とは、定められた料金を定期的に支払うことにより、一定期間、商品やサービスを利用することができるサービスのことで、一般的に一度契約をすると、解約をしない限り自動的に支払いが継続されます。特にトラブルが多いインターネットでの申し込み時では、契約内容をよく読み、その後は毎月の利用明細を確認することが大切です。

■サブスク契約の流れ

サービスの申し込み後、お試し期間があり、有料プランに自動で移行し、1ヵ月・1年など定期的に決まった料金が引き落とされる

■サブスクのサービス例

動画配信・音楽配信・専門家相談・即日配達・洋服などのレンタルなど

■サブスクの契約のポイント

1. 契約中はサービスを受けることが可能
 - ▶利用していなくても料金が発生する
2. 解約しない限り契約は自動で更新される
 - ▶解約しない限り支払いが続く

■トラブル対策

1. 申込む前に、契約先の事業者名・サービス内容・解約方法をよく確認する
特に「無料体験」「無料トライアル」の広告・表示からの申し込みには注意する
2. 申し込み時の登録情報は、解約手続きに必要なになるので忘れないようにする
3. 解約する場合は、事業者の公式ホームページなどで手続き方法を確認する
4. 利用していないサブスクの支払いがないかを、クレジットカードなどの明細で毎月確認する
5. 対処方法が分からない時などは、消費者ホットライン“188”に相談する

消費生活相談

商品やサービスに関する相談

日時 毎週火・金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前10時～午後3時

担当 消費生活相談員

相談方法 電話・面談

図 ☎ 32-2901（内線174）

今やろう! 防災アクション



Vol.50

図 防災課安全防災係 ☎ 34-2059

地震火災に注意しましょう

地震による火災の過半数は電気が原因という事実をご存じですか。東日本大震災における地震による火災のうち原因が特定されたものの過半数が電気関係の火災でした。地震直後や停電後の通電再開後に発生することが多く、大規模な火災に発展することもあることから、各家庭においても火災を未然に防ぐことが重要になります。

電気火災を防止するためには、避難時にブレーカーを遮断することが必要です。ただ、不在時やブレーカー

を落として避難する余裕がない場合には、感震ブレーカーが効果的です。感震ブレーカーは、地震時あらかじめ設定した以上の揺れを感知したときに電気を自動的に止める器具です。感震ブレーカーの設置を検討してみてもいいでしょうか。

地震火災の予防策

- 家具などの転倒防止対策（固定）を行う。
- 震度5以上になるとガスを自動遮断するマイコンメーターを設置する。
- 感震ブレーカーを設置する。または、避難時にブレーカーを遮断する。
- ブレーカーの復旧を行う際には、電気機器や配線などの破損や損傷がないことを確認してから行い、通電後はしばらく様子を見る。
- 日ごろからろうそくなどの裸火を極力使用しない。